

平成 27 年度第 2 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会 会議概要

【開催日時】

平成 28 年 2 月 9 日（火）午前 9 時 30 分から正午まで

【開催場所】

岩手県庁 12 階特別会議室

【出席者】

委員：石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、菊池 信弥 委員、佐藤 善男 委員、新井田 信也 委員、村上 素子 委員、山田 佳奈 委員、渡辺 正和 委員（全員出席） ※50 音順

県：佐藤 博 総務部副部長兼総務室長、山崎 隆 入札課長、菊池 芳彦 主幹兼総務担当課長(医療局)、千田 秀一 主幹兼予算経理担当課長(企業局)ほか

1 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

2 あいさつ（総務部副部長）

平成 27 年度第 2 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。まずもって、委員の皆様方には、ご多忙のところ、また、お足元の悪いところ、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、この度の委員改選におきまして、委員への就任をお願い申し上げましたところ、ご快諾を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

東日本大震災津波の発災から間もなく 5 年になろうとしてございます。この間、県では、復興実施計画に基づいて復興に全力で取り組んできているところでございます。現在、第 2 期復興実施計画に基づいて、本格復興に邁進しているところでございます。また、平成 28 年度は、第 2 期計画の最終年度となっており、計画に基づく取組を着実に進めてまいりまして、本格復興が成し遂げられるよう、さらに全力で取組むこととしてございまして、昨日ですが、平成 28 年度当初予算案について発表がございました。平成 28 年度は、本格復興完遂予算と銘打っているところでございます。

また、今年は国体イヤーでもございます。すでに冬季の競技が始まってございますが、復興の姿を全国の皆様方にお届けできるよう、この国体を成功裏に収めてまいりたいと思っております。さらには、ふるさと振興総合戦略等ございますので、これらの重点的な取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

さて、ご承知のとおり、発災後の県営建設工事の入札状況を見ますと、建設資材の高騰や技術者の不足等により、入札不調が、年々、増加した経緯がございましたが、復興工事に影響を与えないよう、関係部局等と連携しまして、入札不調対策に取り組んでまいりました。今年度の入札不調の発生割合を見ますと、後ほど説明もございしますが、12 月までで 11%と、前年度同期の 21%の半分程度の発生となっており、対策の効果も出ているものと考えておりますが、引き続き、状況を注視しながら、対応して参りたいと考えているところでございます。

本日の委員会では、平成 27 年 8 月から平成 27 年 11 月までの契約工事のほか、総合評価落札方式の見直しなど、ご審議いただくこととしてございます。審議の中で、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えてございますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

3 議事（議長：委員長選任までの間、総務部副部長）

本日の会議は、全て公開とする。

(1) 委員長の選任について

渡辺正和 委員が委員長に選任される。（議長の交代：渡辺委員長）

(2) 委員長職務代理者、部会員の指名について

新井田信也 委員が委員長職務代理者に指名される。

部会員の指名及び部会長は、別案のとおり指名、選任される。

(3) 県営建設工事に係る入札及び契約手続きの運用状況等の報告について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況（資料 No. 1～4）

イ 低入札価格調査制度対象工事の状況（資料 No. 5）

ウ 入札の取止めの状況（資料 No. 6）

エ 落札率データ（資料 No. 7）

オ 指名停止等の措置状況（資料 No. 8）

[質疑等]

【委員】

今回の抽出工事の対象ではないのですが、資料 No. 2 の 27 頁、1 番の工事の金額が 44 億円と大きいものとなっていますので、工事の概要と随意契約となった経緯をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

（事務局）

本工事は議会の議決をいただいて契約になっているものでございますが、当該工事は、競争入札ではなく、プロポーザル方式ということで随意契約となったものでございます。

これは水門・陸閘(リッコウ)の製作の形というものが様々あり、企業が様々な技術・手法を有している中で、県として、各者共通の仕様とか、設計を示すことが出来ない工事であるために、各企業から技術提案を求める、プロポーザル方式により契約を行ったものでございます。

各企業からの提案につきましては、提案で示された金額や技術の内容もバラバラなのですが、それらを一定の基準に基づいて審査しまして、その中から業者を選定したというものでございます。

業者を選定したあとは、契約候補者として相手方が特定されておりますので、契約としては随意契約という形となるものでございます。

工事の概要につきましては、津波が発生した際に被害が内陸部に及ばないよう水門等が設置されているわけですが、東日本大震災津波では、これらの海岸の水門を閉鎖させるため、多くの消防団員が犠牲になったことなどございましたので、津波発生の際に複数の水門等を自動で一斉に閉鎖させる、遠隔操作で閉鎖させるシステムを整備するものとなっております。

【委員】

見積提出は1者になっていますが、実際には何者参加されているのでしょうか。

（事務局）

プロポーザルの中で業者を選定する際には、設計のほか価格も含めて提案していただき、内容や価格を総合的に審査し、1者を選定したというものです。通常の競争入札ですと、県で仕様がつくれるのですが、本システムの場合は、仕様が確立されていない、各業者でやり方が違うといったものですので、各業者から提案していただいて、これを比較して最終的に1者を選ぶ、プロポーザル方式としてございます。そして、その選定された業者から見積もりを徴するため、見積もりとすれば1者からの提出とな

るものでございます。

【委員】

提案は数者からあったということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

【委員】

資料No.7の落札率ですが、震災前は82%ぐらいが平均で、震災後には90%ぐらいにまで落札率が上がったとの説明がありましたが、落札率はどれぐらいが適切と考えているのか、という点、それから、資料No.5で87.9%で低入札落札率となっており、震災前の82%平均からすると高いような気がするのですが、落札率が何%だと低入札落札と言われるようになるのか、ということについて教えていただければと思います。

(事務局)

入札制度としては、地方自治法上の定めからは、良いものをより安くという原則があります。ただ、工事が少ない時期にダンピングが問題視されたことがございまして、競争が激しくなると、適切に工事が出来ないのに安い価格で入札してくる業者がございまして、その場合にどんな問題が発生するかと申しますと、工品の品質が低下したり、下請業者へのしわ寄せ、労働者の賃金不払い等の問題が発生します。そういう中で、一定金額を下回る入札は、そのような問題が発生する可能性があるという金額のライン、低入札となるラインを設けています。ただ、その低入札ラインを下回っても、業者によっては適切に工事を履行できる場合もございまして、その場合には、業者がその金額でしっかりと工事できるかどうかを調査しまして、できる場合には、低入札となった場合でもその業者を落札者として決定するとともに、契約後も継続して調査していくものでございます。

ただ、低入札となって、どこまでも低い金額でも良いのかということも問題となりますので、低入札のラインよりもさらに下に、失格価格を設けて、この失格のラインを下回れば受付けません、失格です、というラインを設けています。このような形で低入札価格調査制度を運用しております。

県としては、震災前後に、これらの低入札となる基準ラインと失格となる基準ラインの引上げを行いました。ですから、これらのラインの引上げにより、落札率も上がってきているという結果になってきているものと思っております。

例規集20-7ページをご覧ください。入札条件がございまして、調査基準価格の積算方法を示しております。この入札条件は公告しているものですが、各経費区分毎に積算して合計したものが調査基準価格となります。この価格を下回った場合には低入札となりますが、工事の内容、工種によって各経費区分のボリューム、割合が変わってきますので、予定価格100%に対して90%が調査基準価格となる、などというように一律に決まっているものではございません。工事によっては87%になったり、あるいは92%になるなど、調査基準価格は変わってまいります。この調査基準価格を下回ったときに、低入札となるものです。そして、この調査基準価格の下に、失格基準価格がございまして、これは3に記載しているとおりです。失格基準価格は応札額によって変動するもので、予定価格を公表しているため、くじ引きの発生を抑えるための対応となっております。

次に、例規集21-4ページをご覧ください。図をご覧ください。入札後に失格基準価格の判定を行い、失格基準価格を上回っている場合は直ちに失格とはなりません、数値的判断基準の判定を行います。内容としては右ページの表となりますが、この各項目のいずれかが一定の率を下回れば、失格基準価格を上回っていても失格となります。調査基準価格と失格基準価格の間にあれば低入札とな

り、失格基準価格を下回れば直ちに失格となります。ただし、失格基準価格を下回らなくとも、数値的判断基準で個別の項目が下回っていれば失格となる、全体としては、このような内容になっております。

先ほど、資料No.5の説明につきましても、低入札であったけれども低入札価格調査を実施し、適切に履行確保できると判断されたため、契約に至ったというものでございます。

恐れ入ります、資料No.5の訂正をお願いいたします。表の摘要欄ですが、「(株)佐々木組の保留失格⇒(9)一般管理費比率による失格」とございますが、正しくは「数値的判断基準による失格」となります。先ほど説明いたしました、各項目のいずれかが一定率を下回ったため失格となった、というものでございます。

どの程度の落札率が適切かとのご質問でございますが、何%の落札率とするかを定めることはできないもので、落札率は競争の結果で現れる数値と思っておりますが、やはり本県の落札率が80%前半であった時期には他県と比較しても少し低い数値となっておりますけれども、現在の数値はほぼ他県並みの水準になっているということで、目標としている数値というものはないのですが、水準とすれば他県と同程度という状況になってございます。

【委員】

低入札価格調査制度について、フォローアップ調査を行うこととされているようですが、これまでの県発注工事で低入札時の調査内容と相違があるような、きちんと対応されていないケースはあったのでしょうか。

(事務局)

フォローアップ調査につきましては、着工時、施工中、完成検査時と3段階で調査を実施しております。これまでの追跡調査では、当初の調査段階で出された内容と現場状況が大きく相違するケースは出ておりません。仮に、大きくかけ離れた施工があった場合とか、虚偽の申請が判明した場合には、ペナルティ等、それに対応していくということになります。

【委員】

どのような対応ということになりますでしょうか。

(事務局)

具体的には、指名停止ということになります。

【委員】

例規の関係ですが、震災前後で入札制度を取り巻く環境が変わっている中で、事務処理要領とか、環境に応じた例規の見直しなどをどのように行ってきたのか、見直しの状況を概括的に教えていただきたいのですが。

(事務局)

委員お手元の例規につきましては、入札制度、運用の原則的な規程の綴となっておりますが、震災に伴う環境の変化に対応した取扱いにつきましては、特例という形で通知等で運用しているものがございます。特例につきまして申しあげますと、震災後の工事量の増加に伴いまして入札参加者が少なくなるという状況がございましたので、例えば、1者入札は入札の取止めとしていたものについて、1者入札の場合でも認める取扱いとしたり、入札参加者の参加資格につきましても、原則的には、発注工事を県内に所在する業者の参加にするとか、工事に応じて業者の施工実績を求めるなど、入札に参加できる要件などのしぼりを要領等で定めているところですが、このようなやり方ですと入札参加者がいないなどの状況もございましたので、県内業者の参加であったものを県外業者の参加も一部認めるなど地域の要件を広げたり、実績についても要件を外すなどして対応しているところでございます。

これらにつきましては、特例という形で対応しておりまして、要領等の改正という形ではなく、主に通知によって要領を読替えるなどして対応しているところです。

特例の内容につきましては、大きく言いますと、入札参加者が多くなるような要件緩和のほかに、早期着工のために内部事務の省略化ということで、審議会の見直しなどについても対応しているところでございます。

(4) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

抽出工事の選定について報告（資料No.9）

【委員】

事務局から依頼を受けまして、12月24日に対象工事を抽出いたしました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、予定価格1億円以上の条件付一般競争入札から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高いあるいは低いものとし、復興工事による入札不調など応札者数が低調な状況の中でも、入札参加者が比較的が多い、競争性の高い工事を抽出いたしました。また、これまで当委員会で審議した工事の業種や地域、発注機関のバランスも考慮いたしました。

以上により、お手元の資料No.9のとおり、4件の工事を抽出いたしましたので、報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

岩手県立療育センター及び岩手県立盛岡となん支援学校(仮称)新築(建築)工事（資料No.10）

[質疑等]

【委員】

2ページの入札の経緯及び結果の欄の、資格基本事項確認通知と入札日の期間が開いているようですが、それについて何か特別な理由があれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

入札の手続きに関する日数についてですが、この工事はWTO対象工事でございます、WTOの場合は政府調達協定の規定によりまして、土日を除く40日以上公告期間を設けることとされております。本工事の場合は48日で設定してございます。また、参加申請の受付期間ですが、通常の場合13日程度ですが、WTOの場合はさらに1日から2日程度付加しておりまして、今回は14日ということで、そういった状況の中で設定したものでございます。

【委員】

5ページの参入見込数ですが、県内1企業となっておりますが、差し支えなければ企業名をお知らせできますでしょうか。

(事務局)

参加見込という内部的な情報で、1者ということもありますので、ご容赦願います。

【委員】

1点質問と1点確認です。2ページの施工形態について「大規模かつ技術難度の高い工事」とされておりますが、「大規模」は分かりますが、「技術難度が高い」といいますのは、何か特別な技術を要する

案件ということだったのでしょうか。

もう一点は、先ほど説明いただきました技術評価のところでございますが、標準点、加算点、施工体制評価点とありますが、技術評価は加算点でみているというご説明でよろしかったでしょうか。加算点が大きポイントとなっておりますので。

(事務局)

難易度が高いと判断している理由ですが、今回は、病院ということで医療法に定める建築物であるという観点から難易度が高いとしているものでございます。また、技術評価は加算点でみております。

【委員長】

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

一般国道 284 号室根バイパス屏風石地区道路改良工事 (資料 No. 11)

[質疑等]

(特になし)

【委員長】

質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

森林管理道平根山線 (第 2 工区) 法面工事 (資料 No. 12)

[質疑等]

(特になし)

【委員長】

質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

島の越漁港漁港施設機能強化 (人工地盤下部工その 2) 工事 (資料 No. 13)

[質疑等]

【委員】

この工事は最初から追加工事を予定していたというものでしょうか。あるいは当初では予定していなかったものなのでしょうか。当初から予定したのであれば、最初から一括して発注することでより安価に発注できたと思うのですが。

(宮古水産振興センター)

ボーリング調査を行っており、ある程度は硬い岩盤であるということは承知していたが、当初の設計内容で工事は施工できると考えておりました。しかし、施工を進めながら、どうしても当初の工法では施工できない硬い岩盤が出たという状況となったものですから、当初ではそこまで硬い岩盤が出るということは予見できなかったものでございまして、今回の契約となったものでございます。

【委員】

見積合わせは 10 回行われたようですが、見積もりが合わないということはあるのでしょうか。その場合、工事はどういうことになるのでしょうか。

(宮古地域振興センター)

業者さんからの見積もりが予定価格を下回って一度で決定することもあります。そうでない場合には、予定価格超過ということで、再度の見積もりを行い、業者さんが見積書の提出を辞退しない限り、予定価格に入るまで繰り返します。業者さんも利益を考えながら見積もりを出してくるわけですが、見積もり金額を順次下げながら再度の見積もりに応じていただいております。最終的には契約に至っているというような状況です。

【委員】

9ページの図面の位置図が旧市町村名の記載があるなど古いので、ご留意されたい。

(委員長)

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

(5) 総合評価落札方式における技術提案評価項目Aに係る評価基準の改正について

[事務局から説明]

総合評価落札方式における技術提案評価項目Aに係る評価基準の改正について (資料No.14)

[質疑等]

【委員】

維持修繕を加えるということですが、無償ではなく、有償のものということでしょうか。また、維持修繕とする規模とか程度はどのようなものを考えているのでしょうか。

(事務局)

有償のものとしております。維持修繕業務の証明をいただくため、業者さんから受注した契約書の写しを付けていただくこととしております。また、地域貢献活動として公共施設の維持管理に寄与しているという考え方でございまして、対象となる規模、程度は限定してございません。

【委員】

地域貢献活動ということですが、有償であれば、企業の収益業務、商売となるわけですが、今回、これを取って評価に加える効果、理由は何かあるのでしょうか。

(事務局)

今回、維持修繕業務を加えようとする背景といたしまして、地域社会の維持に必要な除雪維持修繕業務を担う企業を評価しようとするものですが、実態といたしまして、施設維持のために施設管理者が業務を発注するわけですが、その維持修繕業務の担い手を確保できないという事態が発生しております。いろいろな産業で労働者不足と言われておりますが、維持修繕業務の分野でも、除雪をやっていただける業者さんや、道路維持補修の業者さんを確保できないという課題が全国的にございまして、本県でも同様の課題があるということで、いわて建設業振興中期プランの中で、公共施設の維持管理を担う建設企業の育成確保、受注環境の整備を謳っているところでございます。今回、その具体的な取組みとして総合評価の評価基準に加えるという対応をしようとするものでございます。

【委員】

除雪業務については、今は工事が多いのでそうでもないのですが、工事があまりなかった時代には、冬場の除雪というものは非常に企業の収益に貢献したという話を聞いたことがございまして、このために業務の奪い合いと言いますか、競争が激しくなるのではないかと、という懸念も生じてくるのではないかと思っただけですが、いかがでしょうか。

(事務局)

現時点ではそういった状況にはありませんが、今回、この改正案で運用した場合に、そのようなこと

が起ることも懸念されますので、今後も状況に応じて見直しを行っていくということで考えていきたいと思っております。

【委員】

参考までに他県の状況を調べてみたのですが、結構、取組まれているところがあるようでして、その中で、県が発注する、あるいは県から受託する、というような表記も見られたと記憶しています。ただ、今回の改正案では「県が管理する」と記載されていますが、これはいわゆる県からの委託業務として、ということではよろしいのか。ちょっと疑問に思ったのですが、そのように考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

対象となるのは、管が管理する施設ですので、県から発注された業務を受注した実績ということでございます。

【委員】

そうしますと、県からこの仕事をお願いします、と企業に話を持ちかける形になるのでしょうか。

(事務局)

維持修繕業務の契約の仕方ですが、基本的には発注者が競争入札で行うこととなりますが、除雪の場合ですと公募という形となります。あるいは、どうしても、ある程度の能力のある業者さんに委託したいという場合には指名競争という手法もございます。管理する施設や委託する内容によって様々な方法が取られますが、基本的には工事と同様に、入札や随意契約の場合は見積合わせという手続きが取られて契約されるものでございます。

【委員】

県の仕事をやられた企業は、そういったことでまたプラスになって跳ね返ってくるということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

他に質疑等がないので、本件については意見なしとします。

(6) その他

[雇用・対策労働室から説明]

県が締結する契約に関する条例の規則（素案）等について（資料No.14）

[質疑等]

(特になし)

(委員長)

質疑等がないので、以上で議事の全てを終了します。

4 その他

(事務局)

次回の委員会の日程等についてですが、大震災津波以降、委員会の了承をいただいて9月と2月の年2回の開催としており、来年度におきましても、これを継続し、次回開催を9月とさせていただくことをご了承願います。また、審議対象工事の抽出委員は、お名前の50音順による輪番制としており、今回は佐藤委員でございましたので、次回は新井田委員となりますので、よろしく願います。

委員の皆様方には、開催時期が近づきましたならば、別途、日程を調整のうえ、お知らせいたしますので、よろしく願います。

5 閉会